

平成25年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成25年 5 月22日（水） 午前 9 時30分

2 出席委員

三 浦 溥太郎	委員長
齋 藤 道 子	委員長職務代理者
森 武 洋	委 員
三 塚 勉	委 員
永 妻 和 子	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

- 日程第2から日程第6、日程第8は秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(永妻教育長)

それでは平成25年4月27日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

5月17日、厚木市で開催された「神奈川県都市教育長協議会総会」に出席いたしました。総会終了後、神奈川県教育局笠原陽子支援部長から、「神奈川の教育をめぐる課題等について」の講演が行われました。

昨年9月、「神奈川の教育を考える調査会」が設置されました。この調査会は、神奈川県の財政状況が非常に厳しい大きな要因の一つが、教育の問題、すなわち、教職員の人件費が県の一般会計歳出予算の約3割を占め、財政全体を圧迫していることが、議論の出発点になっています。このため、現場の管理職の先生方、本市議会議員から、即、人件費削減の方向で議論が進められるのではないかと、現場の実態を考えれば、安易に教職員の数を減らすべきではないなどの意見や財政の問題のみが先行することへの不安の声が出されていました。

そこで、神奈川県都市教育長協議会としての意見を調査会にしっかりと伝えるため、今回、神奈川県教育局支援部長より「中間まとめ」の内容について、説明を受けました。調査会は、「義務教育」、「高校教育」、「特別支援教育」「神奈川の教育を支える環境整備」の4つの分野に分けて議論が進められ、それぞれの主な論点等は、別紙のとおりです。

神奈川県都市教育長協議会の主な意見としては、

- ・教職員人件費が県財政を圧迫しているというが、そもそも制度がそうになっており、これを問題と言われるのは違うのではないかと。
- ・小中学校の児童生徒の減少と適正な学校規模が課題となっているが、地域によっては、児童生徒が増加している実態もあり、一律に語られては困る。
- ・「地域や保護者、企業が学校の教育活動を支える体制づくり」は最も重要なテーマだが、十分に議論されていないように感じる。
- ・特別支援教育については、将来の就職に結びつけるありかたの検討や、学校

にスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置や求められる教職員の資質の向上について議論してほしい。

等々がありました。

8月下旬の最終まとめに向けた今後の議論の行方を注視しながら、必要であれば神奈川県都市教育長協議会として、再度意見を言っていく予定であります。

以上、「神奈川県都市教育長協議会総会」及び「神奈川の教育を考える調査会」についての、報告とさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第31号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第31号「教育職員手当等支給規則中改正について」をご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは教育職員手当等支給規則第5条の4第1項及び第2項、「期末手当基礎額等の加算」についてでございます。

3ページをご覧ください。本市教育職の給与、手当等は神奈川県に準拠しております。神奈川県は、毎年4月に期末手当基礎額等の加算率に係る号給の改正を行っております。25年も例年通り改正を行いました。これに伴い、本市も同様の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日、平成25年5月27日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。

(森武委員)

1点質問させてください。県に準じているということはよくわかったのですが、県が今回この、例えば88号だったものを86号とかって少し号俸を下げてきていると思うのですけれども、その理由があれば教えていただきたいのですけれども。

(教職員課長)

県に準じているのですが、該当する級が下がっておりますので、このことに

よって支給値が上がっている方が増えるという、そういう考え方になっております。

(森武委員)

私が不勉強で今の説明がちょっとわかりにくかったのですが、号俸が下がれば基本的には該当する方、ちょっと上のほうに上がる方が多いと思うのですが、それが級が下がっているというのはどういうことなのでしょうか。

(教職員課長)

県からの通知にかかわっていただいているところで、その辺の説明のところはまた確認をしてご報告いたします。

(三浦委員長)

額としては上がるのですか、下がるのですか。

(教職員課長)

上がる方が、お二人ほどいらっしゃいます。

(三浦委員長)

下がる方は。

(教職員課長)

いらっしゃいません。

討論なく、採決の結果、議案第31号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第7 議案第37号『教育長の臨時代理による事務の承認について
(教育委員会事務局等事務分掌規制中改正)』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第37号『教育長の臨時代理による事務の承認について(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)』についてご説明いたします。

3月及び4月の教育委員会会議に上程させていただき、ご議決いただきました教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について、第22条規定の附属機関に、生涯学習センター及び体育会館にかかる指定管理者選考委員会の記載を追加するもので、5月10日教育長の臨時代理により事務を行い、同日公布・施行いたしました。

本議案は、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理による事務を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

規則改正の内容についてご説明いたします。

議案第37号の1ページから2ページにかけて記載されております、第22条第2号「条例によるもの」の表中に「生涯学習センター指定管理者選考委員会」と「体育会館指定管理者選考委員会」、以上2件を追加いたしました。

なお、施行日は平成25年5月10日でございます。

以上で議案第37号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第37号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『子どもと向き合う環境づくりについて』

（教育政策担当課長）

それでは、「子どもと向き合う環境づくり」について、説明いたします。資料のイメージ図をご覧ください。

平成23年度、学識経験者を交えた「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」を立ち上げるとともに、教員だけでなく、事務職員などの4つの分科会を設置して、環境づくりに向けた方策について検討し、提言としてまとめました。その中から、平成24年度は、「学校事務業務改善推進委員会」と「校内マネジメントモデル推進委員会」の2つの推進委員会を設置して具体的に検討いたしました。本日はその2つの委員会の報告書について説明いたします。

本年度は、この2つの委員会の報告書をもとに、「学校事務業務改善」については、教育委員会の担当課で検討し、改善に向けて取り組んでいこうと考えております。また、「校内マネジメントモデル」については、校長会と連携し

ながら様々な場面で、学校にこのモデルを周知し推進をはかっていきたいと考えています。

なお、本年度は、「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」からいただいた提言の中で、「人的支援運用改善検討会議」と「授業日数に関する検討会議」を設置して、具体的な検討を行っていきます。この2つの検討会議については、次回以降の定例会で説明させていただく予定です。

では、1つ目の「学校事務業務改善推進委員会」の報告書の概略について、説明いたします。本委員会の報告書の策定にあたっては、小学校・中学校の教頭会・事務職員及び教育委員会の関係部署より委員としてご参加いただき、お力を頂きました。この報告書は、「学校内の事務業務に関すること」と「教育委員会からの文書等の処理及び公文書の処理に関すること」について整理させていただいております。

まず、「学校内の事務業務に関すること」について、3ページからご覧ください。(1)の学校事務職員の業務については、「業務の標準化」や「学校間連携」について、(2)の就学援助事務については、「事務の担当者」や「通知の発送」・「ワンストップサービス」・「事務処理の簡素化」について、(3)の給食費などの後納金等については、「学校給食費に関する事務」や「金融機関への入金・払出・振込関係業務」について、(4)の日本スポーツ振興センターの災害共済給付については、「オンライン請求システムの活用」や「共済給付金の振込」について、(5)のその他の事務については、「非常勤・臨時職員の任用、出勤簿の管理」や「入退学事務の簡素化」・「学校開放事務」・「児童生徒用の図書管理」について、それぞれ本委員会の中で話された現状・課題や改善提案・意見等を整理いたしました。

次に、「教育委員会からの文書等の処理及び公文書の処理に関すること」について、11ページからご覧ください。(1)の教育委員会からの文書等については、「調査・照会等の文書処理」や「メールの受信方法と処理方法」について、(2)の公文書管理については、「公文書管理」について、本委員会の中で話された現状・課題や改善提案・意見等を整理いたしました。

本委員会での議論は、学校内や学校と教育委員会の事務業務についての決まり事をつくることが目的でなく、「教員が子どもと向き合う時間」をいかにして生み出すかを目的とした議論です。今後は、さきほど申し上げたように、本報告書に基づき各課題に対応する教育委員会内の関係部署において、本委員会でも提案された改善案も含め、十分な検討をし、課題を解決していくことを考えております。

次に、2つ目の委員会「校内マネジメントモデル推進委員会」の報告書の概略について、説明いたします。本モデルの策定にあたっては、校長会、教頭会

より委員として先生方にご参加いただき、お力を頂きました。この報告書は、学校としての意思決定についてと校務分掌の在り方について整理させていただいております。

6ページをご覧ください。図のように、「3つの企画・提案母体からの提案については、全て『企画調整会議』を通り『職員会議』を経て学校としての意思決定が行われるよう」に意思決定の流れを整理いたしました。

次に、10ページをご覧ください。校務分掌モデルを小学校について2つ示してあります。12ページには中学校のモデルを2つ示してあります。校内マネジメントモデルに期待する効果として、職員会議での協議事項が削減されたり、経験年数の少ない教職員が安心して業務にあたることができたり、異動における教職員の負担を軽減することがあげられます。

今年度は、さきほど申し上げたように、校長会、教頭会と教育委員会で、本モデルの具現化に向けて推進することを考えております。

(齋藤委員)

概略的なご質問をさせていただきたいのですが、この2つの報告書を読ませていただきまして、とても丁寧につくっていただいている、教育委員会に対してこういうところが問題であるというようなご指摘に気がつかされる所が多いのですが、教育委員会にとっては非常に大きな課題の投げかけだと思っておりますが、今ご説明の中で、今年度もいろいろ教育委員会としても、それに対応していくというご説明だったのですが、大きな感じで結構なのですが、教育委員会も平成25年度で、もう既に平成25年度始まっておりますので、今年度は教育委員会として大体、どういうふうに取り組んでいこうとされているのかというお考えを、もうちょっと具体的に教えていただければと思うのですが。

(教育政策担当課長)

委員のおっしゃるとおりに、問題点が相当数出てきておりますので、本年度平成25年度で全て解決できることは、ちょっと無理だということで、一つ一つその課題に向かって解決を図っていくということで、具体的な各課題について、関係各課とそれぞれの外部の関係者、当然学校長会も含めて、一つ一つ人的に、検討会というかワーキング的なチームを設けて、どうしていったらいいだろうかという、この提言を受けた具体策について検討していくということで、現在としてもちょっと、今年度は幾つ解決できるというような数量的な目標というのはまだ定めておりません。

(齋藤委員)

もちろん、今年度中に解決というのは、確かにいろいろご無理かと思うのですが、結局投げかけられた問題に、教育委員会としてもう一回検討し直して、特に例えば重点的にこれを先にやりましょうとか、そういうふうな方向性で、教育委員会としてもう一回検討し直すというような理解でよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

はい、委員のおっしゃるとおりです。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(三塚委員)

この報告書の扱いなのですが、実際には、各学校にどういうふうに周知されるのかを、この計画を見ると校長会とかということが書いてあるのですが、ただ校長会にこの中身を知っていただくだけでは、周知徹底はなかなか難しいと思うのですね。やはり教職員一人一人が考えることによって、全員で取り組んでいくというような姿勢が学校で作れないと、業務改善にはつながらないと思うのですよね。ですからその辺を踏まえて、学校のほうにこの報告書をどういう形で周知を図るのか、ちょっと教えてください。

(教育政策担当課長)

まず、4月に、市立学校長会議にて本日のように、簡単に学校長、小学校長、中学校長、皆様方にご説明はしました。委員がおっしゃるとおりに、学校内でも周知を図っていただきたいということは、お願いはしてあるわけですが、なかなかそういう部分で、教職員全体に周知をしていくということについて、問題、課題は残っていると思いますので、折を捉えて周知をしていきたいというふうに考えております。

それと、校内マネジメントモデルのほうは、校長会といろいろお話を進めまして、具体的にまた進めていくことは考えておりますので、現在のところは、教職員に対しての周知、具体的というようなことは、今まだちょっとわからない状況ですので、ここも今おっしゃるとおりに検討させていただきたいと思っております。

(三塚委員)

確かに学校の希望もあるし、いろいろ調査もされているだろうし、教職員の数も違うし、校内の文書の数も違う中で、これをどういうふうに学校が、かみ

砕いて自分の学校の課題として取り組んでいくかというところだと思うのですね。

やはりこの報告書が出たからには、それなりの成果を上げてほしいというふうに思うのですね。でもその成果というのは、どれぐらいの子どもと向き合う時間が確保できるのかということだと思います。つまり、この報告書をつくるときに、どのぐらいの子どもと向き合う時間が生み出せるのだろうか、ある程度の予想があって、多分この報告書がつくられていると思うのですね。これだけ工夫改善すれば、このぐらいは子どもたちと向き合える時間が生み出せるのではないかというようなところを、多分この会の中でも論議になっていると思うのですね。もしそのあたり成果を上げていこうというところで、もしその辺の話がわかっていたら少し教えてください。

(教育政策担当課長)

具体的な数値、例えば週に何時間という部分での数量的な目標については、報告書の中にも提言しておりませんので、具体的にはその何時間という数値目標はございません。ですから、今後いろいろな課題が大もとの提言の中にもたくさん入っていますので、その中を総合して何時間向き合える時間が生み出せるのかということも、今後数量化というのですか、目標として定めることも一つの重要な課題というふうには思っております。

(三塚委員)

この報告書全体を見ていて、せっかく学校の方には校務支援システムが導入されているのですが、その活用を図る部分での文言がほとんどないですよ。ですから、学校現場の中ではそれが導入されて、校務運営の改善につながるように、もっと活用を図ってほしいなという気持ちは思っているのですね。

ですから、その辺で具体的に言えば、例えばパソコンを使ってとか、私が高校にいるときには、皆さん1台ずつパソコンを持っているわけですから、それで職員会議をやってしまう。そうするとペーパーで印刷しなくても、画面を見れば資料が見られると、というようなことも含めて、校務支援システムの活用が、方法がたくさんあると思うんですよ。ですから、その部分を含めて、何とか向き合う時間が生み出せるような工夫を、この中でまた事務局のほうで検討するときには、ぜひそういうのを含めるとか、あるいは、中学校なんかですと、時間割の中でそういう打ち合わせの時間を持つとか、そういう工夫は結構中学校でもやっているのですね。ですが、そういう具体的なものはここでは全く提言されていないので、今後何を打ち出していくのかということが見えないところがあるんですよ。今後周知徹底を図った後の学校の状況というのを、

どういうふうに委員会のほうで集約しながら、あるいは連携しながら、あるいは支援しながら、何か方向性みたいなものがあれば教えていただきたい。

(教育政策担当課長)

現在のところはスタートしたばかりですので、具体的な方向性というものについては持っておりませんが、今委員がおっしゃる、校務支援システムについては教育研究所ともよく協議相談しまして、活かしていきたいと思っております。

(森武委員)

私のほうから、2点ほど質問させていただきたいと思います。まず学校事務業務改善推進委員会の報告書の方なのですが、11ページあたりからある、教育委員会からの文書の処理及び公文書の管理というところは、まさに今あった校務支援システムであったり、パソコンの処理であったり、パソコンがない時代は全て紙で、メール便で送って対応したと思うのですが、電子化されるということはメリットもある反面、今ここにまさに書かれているように、一部は紙で行って一部は電子メールで行く、あるいは、担当者によっては両方送る人もいるとか、恐らくその部分は、新しいものが入ったがために、かえって二度手間になっているという不満が、多分学校側にあるのではないかなと思います。ぜひこのあたりは、平成25年度の具体的に改善する中で、教育委員会の中も統一しながら学校にも周知徹底を図っていけば、恐らく1年あればできることだと思いますので、ここの部分はもうメールに限るとか、ここの部分は文書に限るとか、何かはっきりしたルールをつくれれば、こういう混乱はないのかなと思います。こちらのほうはぜひ、そういう形でなるべく早く実行に移していただければというふうな要望です。

もう1点、今度はマネジメントの方なのですが、ちょっと一つ教えていただきたいのですが、企画調整会議ということで、5ページあたりに企画調整会議の役割、位置付けと書いてあるのですが、先ほど説明いただいた6ページの意思決定の流れでいうと、グループ会議とか各委員会があって、そこから企画調整会議を経て職員会議に諮るというモデルなのですが、ここの5ページに、位置付けの囲ったところの下のところ、21条の第2項は学校実態との若干齟齬があるということなので、この齟齬というのは具体的に何を指しているか教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

既に、このマネジメントモデルの報告ができ上がる前に、学校それぞれに会

議のやり方というのは、もう既に慣習的にそれぞれの学校であるということは現実的な問題なので、その学校のそれぞれの実態と、このモデルで示しているものについての乖離というのですか、若干異なった部分があるという意味で、その意味で、調整機能の役割が明確になるよう改訂する方向で検討するという事で、あくまでもこれは一つのモデルとして示していますので、その辺で、なるべく学校によって中身について決まっていなところがあれば、このモデルに準拠してやっていただくという点と、それからもう既にある、学校で仕組みができているものについては、こういった形でということで、すり合わせというんですか、調整を図る必要があるという意味で、若干齟齬があるというところでは。

(森武委員)

今のご回答ですけれども、私が思ったのは、この6ページのモデルの意思決定の流れでいくと、全ての学年であれグループ会議であれ各委員会であれ、全ての意思決定は企画調整会議を経てから提案されて、職員会議という流れだと思います。今もいろんなやり方をしている学校があるというお話でしたけれども、特にこの21条の2の、5ページのアンダーライン引いているところなんかですと、例えば学校運営上の重要事項に関する企画立案を行うと書いてあるから、場合によっては、例えばこの企画調整会議を通さなくて、直接職員会議にいてもいいよというようなことを、実際にやっている学校があるのではないかと思うのですね。

それだと結局職員会議が長引くことになって、全ての先生方を拘束する時間が長くなるので、時間が無駄とは言わないですけれども、子どもと向き合う時間が減っているという現状があると思います。恐らく企画調整会議を経た方法に一本化するということにすれば、職員会議の時間の短縮につながって、先生方が子どもに向き合う時間が増えるということなのかなと、推測しています。もしこの仮定であれば、今までうちの学校はこういうやり方をしていたからそれでいいよではなくて、決める過程では各学校の意見を伺ってほしいと思うのですけれども、ぜひこの形で、全ての学校で同じような意思決定が行われるように、ぜひまとめていただきたいと思いますと思うのですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

(教育政策担当課長)

基本的に委員のおっしゃるとおりで、もともと時間を生み出すために企画調整会議をうまく使う、利用するということは、これはもう報告書にうたわれていますので、各学校においてもそういう形をとって、少しでも子どもと向き

合う時間をつくるというのは目的でございますので、それについては学校長会と相談しまして、こういった形に中の意思決定の形を構築していただくようお願いしていくつもりでやっております。

(永妻委員)

今、いくつか、委員の皆様からご指摘いただき、冒頭に課長がイメージ図でご説明させていただいているのですけれども、今回やはり平成25年度にこの報告書を受けて、具体的に取るスケジュール的な部分、どういう形で取るのかという、これがはっきりお示しできなかったという部分、申し訳ないと思っています。

教育委員会の担当課で、例えば学校の業務改善であると、検討し取り組むと、あるいはまた、マネジメントであると、校長会の先生方と連携しながらと、まさにこの部分をしっかりお示ししなかったということが、やっぱりいろいろご意見をいただいている部分だと思うのですよ。どこから取り組むのかとか、今実態はこうだからできる学校とはこういうところからやるとか、そののところが早急に具体的に、この取り組みのところをお示しできるようにしていただければと思いますので、お願いします。

報告事項（2）『学校事故について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の（2）「学校事故について」ご報告いたします。学校保健課から提出しています、報告事項（2）「学校事故について」をご覧ください。

まず、事故の概要ですが、平成24年9月19日の午後2時20分ごろに、市立学校のグラウンドで、体育祭演技の組体操練習中に、担任教諭が、被害生徒の胸の部分を両手で押し、転倒させ、両手首を骨折させる事故が発生しました。ただちに、保健室で応急処置を施し、市内医療機関で受診した結果、左橈骨遠位端骨折、左尺骨茎状突起骨折、及び右橈骨遠位端不全骨折と診断されました。治療は、平成24年11月に終了しており、現在、損害賠償に向けた準備をしています。

本件につきましては、事故の報告が遅れてしまい、大変申し訳ございません。本来は、事故が起こった後、できるだけ早い時期に損害賠償に向けた準備をするとともに、本定例会にも報告しなければならないところですが、担任教諭に対する保護者の方の感情や、神奈川県教育委員会が行った、平成24年12月26日付けの担任教諭への処分内容に対する不満から、損害賠償のお話をするに

ついて、理解を得ることは困難であると判断しておりました。事故から8カ月が経過し、治療終了からも半年となりますが、未だ担任教諭に対する処分内容について、保護者の方のご納得いただけておりません。しかし、損害賠償に必要な個人情報の提供については、ご了解をいただくことができましたので、損害賠償に向けた準備を始めたところです。

以上で、報告事項(2)「学校事故について」の報告を終わりますが、本件につきましても、次回、市議会定例会に報告する予定です。

(齋藤委員)

このけがをされた生徒さんは、もう完全に治って後遺症とかというような問題はないということでしょうか。

(学校保健課長)

昨年11月に治癒した後は、学校生活、日常生活ともに特に支障があるということはありません。

(森武委員)

1点確認させていただきたいのですが、処分についてのご不満があるとのことですが、この損害賠償というのは、あくまで被害にあった側からご請求いただかないといけないと思うのですが、それについては同意いただいて、損害賠償を請求していただける方向になったという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

損害賠償についてのご説明をさせていただき、まだ具体の損害賠償、いわゆる示談の方向へのお話ということではないのですが、今後そのために医療の状況調査ですとか、そういったものをしていただくことだけのご了解いただいて、動き始めたという状況でございます。

(三塚委員)

けがをされた生徒さんの心の部分なのですが、保護者の方がなかなか納得されないという姿勢は、子どもの状況を見ているわけですよね。ですから先生方と、生徒さんとその保護者の方の関係とか、あるいはその生徒さんは、けがのほうは治ったということですが、その辺のその心的な部分はどのような状況なのか、もしわかれば教えていただきたい。

(学校保健課長)

学校内では、その先生も、昨年事故ですけれども、今年度も同じ学校に在籍をしております。子どもさんの様子ですけれども、新年度になってからはちょっと確認していないのですけれども、昨年度の後半の状況ですと、特にその生徒自身が先生への何かがあって、学校への、学校生活が何かちょっと影響があるとか、そういったことはなく元気に普通に登校しているというふうには、学校からは報告を得ております。

(三塚委員)

そうすると、生徒とその先生との関係は修復されていると、そういうふうにご考えてもよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

直接その詳しい部分までは、確認できていないのですけれども、同じ学年に現在もいますので、そういった中で学校としても配慮しながら、加害をしてしまった先生としても、保護者の心情にも配慮しながらの教育活動というふうな話は聞いております。

(三浦委員長)

今のところは非常に大切なところだと思いますので、他の方が間に入っているいろいろお話を聞くとか、そういうことはあるのでしょうか。

(学校保健課長)

事故後、今までの間で、そういったいわゆる心の部分のお話で何か相談を受けるとか、何か聞き出すということは、したという報告は受けておりません。

(三浦委員長)

再発防止については、どのような手だてをとっておられますか。

(教職員課長)

この中学校にかかわって、学校長が4月で異動しています。状況に関しては十分に引き継ぎを行っていただいているところで、現在の当該教諭、生徒等の状況も、校長も十分理解をし、管理職として適切な指導をするようにということで対応しております。

(三浦委員長)

今回の事柄だけではなくて、同じようなことが今後起きないようにするためには、どのような対策を立てられておられますか。

(教職員課長)

一連の体罰アンケート等も含めて、この間の市立学校長会議の中でもお話をさせていただいているところでもあります。今体罰にかかわった部分の集計をしてアンケートのまとめをし、今後の資料に向けて取り組んでいるところですが、今後起こることのないように、重々学校長を通して指導をしております。

報告事項(3) 『平成25年度中学校総合体育大会の結果について』

報告事項(4) 『第38回横須賀市小学校児童相撲大会の結果について』

それでは、スポーツ課から2件の報告をさせていただきます。
はじめに、平成25年度横須賀市中学校総合体育大会について報告をさせていただきます。

この大会は、市内の全ての公立中学校23校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加して、14種目で競い合う、年に一度の総合体育大会でございます。4月20日(土)に横須賀アリーナで行いました総合開会式をスタートに、「舞いあがれ 希望の翼 身につけて」のスローガンのもと、各種目ごとに多くの保護者や関係の方々の応援をいただきながら熱戦を繰り広げました。今大会では、4月にオープンしました佐原2丁目公園もサッカー競技会場として使用し、以前にも増しての大盛況となりました。8月の水泳競技と10月の駅伝競技を残し、5月12日の陸上競技の部までの各種目大会が終了しましたことをここに報告いたします。

なお、本年度の各競技へのエントリー者数は駅伝競技を除く総数で4,725名となっております。競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。委員の皆さまには、ご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございました。平成25年度横須賀市中学校総合体育大会についての報告は、以上でございます。

次に、第38回横須賀市小学校児童相撲大会の報告をさせていただきます。大会は予定どおり5月11日(土)に、横須賀アリーナで行いました。市内の小中学校41校から、562名の児童が参加しました。各校5、6年生の代表選手で競い合い、種別は5、6年生の階級別個人戦と、5年生2名、6年生3名からなる団体戦で行いました。チーム一丸となって優勝を目指す姿が見られ、あいにくの雨天ではございましたが、詰め掛けた保護者をはじめとする関係の皆さまからもたくさんの応援もいただき、大盛況の大会となりました。競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。報告は、以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第2は今後市長が議会に提出する案件であるため、
日程第3から日程第6、日程第8は、人事案件のため秘密会とする
ことを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成25年5月22日(水) 午前10時59分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥太郎